

平生町公共ライドシェア実証運行事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

次のとおり公募型プロポーザル方式を実施します。

令和8年5月22日

平生町長 浅本 邦裕

1. 業務概要

(1) 業務名称

平生町公共ライドシェア実証運行事業業務委託

(2) 業務の目的

平生町においては、交通空白地が広範に存在しており、高齢者や交通弱者を中心に、日常生活に必要不可欠な移動手段の確保が喫緊の行政課題となっている。また、既存の公共交通についても、運転手不足の深刻化や利用者の減少等により、現行サービスの維持が困難となりつつあり、地域公共交通の持続可能性の確保が強く求められている。

これらの課題については、平生町公共交通協議会において、平生町地域公共交通計画に基づき継続的に検討が行われており、その検討結果を踏まえ、交通空白地への対応や多様な輸送資源の活用による新たな移動手段の導入が求められているところである。

本事業は、こうした検討の方向性を踏まえ、自家用車等を活用したマッチング型の公共ライドシェアを導入し、町民の通院・買い物・外出等の基礎的な生活移動を確保するとともに、来訪者の移動利便性の向上を図る新たな交通手段について、実証的に検証を行うものである。

あわせて、AIを活用した配車システムを導入することにより、限られた車両及び人材の効率的かつ最適な運用を実現し、地域公共交通計画に掲げる将来像の実現に資する、持続可能で再現性・展開性のある地域公共交通モデルの構築を図り、その成果を今後の交通施策へ反映することを目的とする。

また、本事業は、国土交通省所管の令和8年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」のうち「『交通空白』解消タイプ」を活用して実施するものであり、当該補助事業の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた持続可能な交通手段の確保に向けた取組として推進するものである。

(3) 契約期間

契約日から令和9年1月31日まで

※本業務のうち、補助対象となる実証事業は令和9年1月末日までに完了するものとする。なお、同年2月以降は本格稼働に向けた移行・準備期間とし、公共ライドシェアの継続運行等については別途契約により実施する予定である。

(4) 業務内容

- ① 公共ライドシェア運行システムの構築
- ② 公共ライドシェア実証運行支援業務
- ③ その他、仕様書に定める公共ライドシェア運行に必要な業務

(5) 提案上限価格

21,021,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 参加資格要件等

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (3) 平生町における令和 7・8 年度物品調達等入札参加資格を有していること。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (5) 過去 3 年間に、国または都道府県、及び平生町において、指名競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団員 以下「暴力団員」という) でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。以下「法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。) に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加する者
- (7) 本事業と類似する地方公共団体等が発注した下記ア～ウの全ての業務における受託実績を有すること。
 - ア 地方自治体発注の公共ライドシェア運行支援業務の受託実績
 - イ 同一自治体の公共ライドシェア運行支援業務を満 2 年以上継続して受託した実績※本仕様書における公共ライドシェアとは、地方自治体が運行主体となり、住民がドライバーとして参画する 78 条 2 号の法令に基づいた運行形態を指す
- (8) 本業務で取り扱う個人情報・位置情報等の機微情報の管理にあたっては、『国際規格 ISO/IEC 27001』に基づいた情報セキュリティ体制を構築・運用していること。
- (9) 様式第 2 号「同種実績/仕様確認表」に基づき、求められている実績・仕様を漏れなく満たしていること。
- (10) 「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム会員であること。

3. 選定スケジュール(予定)

No.	項目	日程
1	募集要領等の公表、参加表明書等の受付開始	令和 8 年 5 月 22 日(金)
2	参加表明書の提出期限	令和 8 年 5 月 29 日(金) 正午
3	参加資格確認結果の通知	令和 8 年 6 月 2 日(火)
4	募集要領・仕様書等に対する質疑受付期限	令和 8 年 6 月 4 日(木) 正午
5	質疑に対する回答	令和 8 年 6 月 8 日(月)
6	提案書の提出期限	令和 8 年 6 月 12 日(金) 正午
7	プレゼンテーション審査	令和 8 年 6 月 18 日(木)
8	審査結果の公表	令和 8 年 6 月 22 日(月)
9	契約締結予定日	令和 8 年 6 月下旬

4. 手続き等

(1) 所管・連絡先

平生町地域振興課
住所：山口県熊毛郡平生町大字平生町 210-1
TEL：0820-56-7120
e-mail：sosei@town.hirao.lg.jp

(2) 実施要領等の公表、参加表明書等の受付開始

ア 公表方法・・・町ホームページに掲載
イ 公表内容・・・実施要領、仕様書
ウ 公表期間・・・令和8年5月22日（金）～5月29日（金）正午

(3) 募集要項・仕様書等に対する質疑・回答

ア 質疑方法・期間・・・メール・令和8年6月2日（火）～6月4日（木）
イ 提出場所・・・平生町地域振興課へメールにて送付

※件名は【平生町公共ライドシェア実証運行事業業務委託プロポーザルに関する質問（企業名）】とすること。また、電子メール発信後は必ず電話にて送信の旨を連絡すること。

※メール以外による質問には回答いたしません。

ウ 回答方法・・・町ホームページにて6月8日（月）までに公表

(4) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限・・・令和8年5月29日（金）正午まで
イ 提出場所・・・平生町地域振興課
ウ 提出方法・・・持参又は郵送にて提出すること。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については、本町はその責めを負いません。

エ 提出書類・・・参加資格要件を満たし本業務への参加を希望する者は、募集要領、仕様書及び関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を提出してください。

No.	提出書類	様式	部数
1	参加表明書	様式第1号	1部
2	会社概要（パンフレット可）	任意様式	1部
3	参加資格要件の（7）（8）を証明する書類	任意様式	1部
4	同種実績/仕様確認表	様式第2号	1部
5	法人登記事項証明書 （発行後3カ月以内のもの。法人に限る）	—	1部
6	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 （未納税額のない納税証明書その3の3）	下記を参照	1部 （コピー可）

(5) 参加資格確認結果の通知

ア 結果通知・・・令和8年6月2日（火）
イ 通知方法・・・参加表明書に記載のアドレスへ電子メールによる参加資格確認結果を行うとともに、提案書等の提出依頼を行います。

(6) 提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限・・・令和8年6月12日（金）午後5時まで（郵送は必着）
イ 提出場所・・・平生町地域振興課
ウ 提出方法・・・持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については、本町はその責めを負いません。また、提出後の提案者都合による修正は、一切受け付けません。
※持参受付時間 8:30～17:00（土日祝日、12:00～13:00 除く）

工 提出書類・・・参加資格確認結果通知により提案書等の提出依頼を受けた者は、次の書類を提出してください。

No.	提出書類	様式	部数
1	企画提案書	任意様式	正本1部 副本6部
2	見積書	様式第3号	正本1部 副本6部
3	見積書内訳	任意様式	正本1部 副本6部
4	業務体制書	様式第4号	正本1部 副本6部

※企画提案書は、以下の点に留意し作成してください。

- ・パワーポイントや Google スライド等にて作成すること。
- ・類似実績の紹介、事業全体の実施体制・工程、提案者の強みを盛り込むこと。

※見積書、見積書内訳の内容は、様式第3号（見積書表紙、内訳1～7）に記載している業務等を盛り込んだ内容としてください。

(7) プレゼンテーション審査

- ア 日 時・・・令和8年6月18日（木）予定 ※時間は追って連絡します。
- イ 場 所・・・平生町役場2号棟3階大会議室
- ウ 内 容・・・1提案者あたり30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）
- エ 説明者・・・3名以内
- オ 準備物・・・投影に必要なパソコン等は各自準備すること。
スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブルは町が準備する。

(8) 参加経費等

参加に伴う経費等は参加者の負担とする。

5. 審査の方法

提出された書類及びプレゼンテーション内容について、別表「評価基準」のとおり評価・採点を行い、合計点が最も高い提案者を、受託候補者とする。（合計点が最も高い提案者が2者以上の場合は、見積額が最も低い提案者を受託候補者とする。）

100点中60点を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は受託候補者とし（応募者が1社のみであった場合も同様とする）。

6. 結果の公表

- (1) 公表時期・・・令和8年6月22日（月）
- (2) 公表内容・・・審査結果については、プロポーザル方式審査結果調書に記載して、町ホームページにより公表するとともに、応募者全員に対し、参加表明書に記載のアドレスへ電子メールにて結果を通知する。

7. その他必要と認める事項

(1) 委託内容の調整及び契約の締結

契約候補者の特定後、本町との業務内容等の調整を行い、仕様書を作成し、見積合わせを実施の上、契約することとする。なお、見積金額は、プロポーザルで提出された参考見積書の金額を超えることはできない。また、何らかの理由により、契約が不可能となった場合は、得点が次点の者を契約候補者とする。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 募集要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項

- 等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ 見積書の金額が「1（5）提案上限価格」にある額を超過した場合
- (3) 応募状況に応じた審査会の実施について

本プロポーザルにおける応募者が1社のみであった場合であっても、公平性及び透明性の確保を目的として、予定通りプロポーザル審査会を実施する。審査会では、応募者から提出された提案内容について、評価基準に基づき審査を行い、適否を判断し、提案内容が本プロポーザルの趣旨や目的に十分に合致しているかを慎重に審査し、採否を決定する。

(別表) 評価基準

区分	評価項目	評価基準	配点
1	業務の実績	本町と類似点を持つ地方自治体における本業務と同種又は類似業務の受託実績を有しているか。	20
2	業務スケジュール	スケジュールは現実的であり、実現可能であるか。	10
3	業務内容の理解度	本町の特徴及び業務の趣旨を理解し、具体的かつ実効性がある提案がなされているか。	10
4	システムの柔軟性・拡張性	システムは実証運行や町民の声を受けて、柔軟な変更や機能追加に対応し得るか。	30
4	アフターフォロー体制	トラブル発生時等のサポート体制は十分なものか。運行開始後の柔軟な対応が可能か。本格運行に向けた支援事例があるか。	20
5	見積金額	見積価格は企画提案内容を勘案して妥当であるか。	10
合 計			100